

## 特定非営利活動法人 MOVE 平成29年度事業報告

### 1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 MOVE は、地域の子どもと青年の自立と社会参画活動への支援、及び、子どもと青年が豊かに育つ地域社会環境づくりを推進することにより、生涯学習まちづくりの発展に寄与することを目的とし、次の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第5条の事業として、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関するイベントの企画開催事業、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する知識の普及啓発事業、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する団体活動等支援事業、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する指導者養成事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を実施する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### ① 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関するイベントの企画開催事業

##### (ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、児童福祉法に基づくイベントの企画開催事業を実施する。

実施なし

##### (イ) 実施場所

##### (ウ) 参加者

#### ② 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する知識の普及啓発事業

##### (ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することについて正会員及びその家族と一般市民を対象に有料で開催する知識の普及啓発事業を実施する。

実施なし

##### (イ) 実施場所

#### ③ 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する団体活動等支援事業

##### (ア) 事業内容

地域の親の会活動、障害福祉サービス事業所等の会議、集会などの依頼がある場

合に会場を提供する。

実施なし

(イ) 実施日時

(ウ) 実施場所

(エ) 受益対象者の範囲及び予定人員

福祉事業に関する企画支援などを行う団体 0 団体

福祉事業に関する企画支援などを行う個人 0 名

(オ) 収益

0 円

#### ④ 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する指導者養成事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することについての知識を正会員及びその家族と一般市民を対象に開催する指導者の養成事業を実施する。実施なし

(イ) 実施日時

(ウ) 実施場所

#### ⑤-1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(I) 居宅介護支援事業、行動援護サービス並びに地域生活支援事業（移動支援事業）

「生活支援部 花音」

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや成人障害者の地域生活及び家族の生活を支え、必要とされる家事援助・身体介護を提供することにより、対象者が地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、障害者総合支援法に基づく居宅介護支援事業、行動援護サービス並びに地域生活支援事業（移動支援）をサービス支給決定者に対して提供する。

(イ) 実施日時

通年（毎週日曜、国民の休日と指定する休業日を除く 7 時～22 時 00 分）

活動日数 291 日

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市大和町荻安賀）

一宮市内及びその周辺地の利用者の居宅及び外出先

(ア) 従事者の人数

管理者 1 名、サービス提供責任者（常勤専従） 1 名、ヘルパー 2 級 8 名（常勤 1 非常勤 7）、介護福祉士 3 名（常勤 1、非常勤 2）、初任者研修修了者 6 名（常勤 6 名） 全員法人内他事業所兼務

(オ) 受益対象者の範囲及び人員

介護給付費支給決定者 96 名

(カ) 収益

|            |             |      |             |
|------------|-------------|------|-------------|
| 居宅介護       | 1,443,621 円 | 行動援護 | 4,802,758 円 |
| 移動支援       | 4,804,310 円 |      |             |
| スクールサポート事業 | 6,000 円     |      |             |

(Ⅱ) 就労移行支援事業

「ジョブステーション」

(ア) 事業内容

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

活動日数 261 日

営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市八幡）

(エ) 従事者の人数

管理者 1 名（兼務）、サービス管理責任者 1 名（専従）、職業指導員 2 名、生活支援員 5 名、就労支援員 2 名

常勤数 5 名 非常勤職員数 6 名

(オ) 延べ契約者数 37 名 定員 20 名

H30 年 3 月 31 日 契約者数 21 名

(カ) 就職者数 10 名

(キ) 契約終了者数 1 名

(ク) 収益

給付費

49,052,014 円

職業支援収入(企業より)

4,312,116 円(B型、生活介護分含む)

(Ⅲ) 多機能事業所「ステージ」(就労継続支援B型事業・生活介護事業)

(ア) 事業内容

(就労継続支援B型事業)

通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援を行う。

(生活介護事業)

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、清潔保持・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振り替え営業をする。

活動日数 261日

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

(ウ) 実施場所

当法人施設内(一宮市籠屋)

(エ) 従事者の人数

管理者 1名(兼務)、サービス管理責任者 1名、生活支援員 7名(B型2名・生活介護5名)、職業指導員 1名(B型常勤)、看護師1名(兼務)

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

訓練等給付費支給決定者 定員 20名(B型 14名・生活介護 6名)

H30年3月31日 契約者数 B型 10名

生活介護 5名

(カ) 収益

就労継続B型 10,609,067円

生活介護 16,815,384円

⑤-2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

(I) 特定相談支援事業

「ピース」

「こどもセンター ひかりの子」 実質休止

(ア) 事業内容

障害福祉サービス等を申請した障害児・者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

（イ）実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 261日

営業時間：午前9時から午後6時

（ウ）実施場所

当法人施設内「ピース」（一宮市八幡）

（エ）従事者の予定人数

管理者 1名（兼務）、相談支援専門員（常勤）1名

（オ）受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者 175名

（カ）収益

5,292,292円

### ⑤-3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

一宮市委託事業 「一宮市障害者相談支援センター ピース」

（ア）事業内容

障害者、障害児またはその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する事業または権利擁護のために必要な援助を行う。

（イ）実施日時

通年（毎週土、日、国民の休日と指定する休業日を除く9時～17時00分）

営業日数 244日

（ウ）実施場所

当法人施設内（一宮市八幡）

一宮市基幹相談支援センター（一宮市桜・思いやり会館）

（エ）従事者の人数

管理者 1名（兼務）

相談支援専門員 4名 常勤2名 非常勤2名

（オ）受益額

17,500,000円（委託料）

### ⑥-1 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(I) 児童発達支援事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な療育、訓練を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施する。

(イ) 実施日時

通年（土曜、日曜、国民の休日と指定する休業日を除く平日 9 時 30～13 時 30 分）

活動日数 248日

(ウ) 実施予定場所

児童発達支援 こどもセンターひかりの子（一宮市大和町荊安賀）

(エ) 従事者の人数

管理者 兼 児童発達支援管理責任者 1 名、児童指導員（常勤）4 名、非常勤 2 名、保育士（常勤）1 名、（非常勤）6 名、言語聴覚士（非常勤\* 1 2 月退職）1 名 指導員（常勤 1 名）

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

介護給付費支給決定者 幼児（未就学児） 62名 定員 10名

(カ) 収益

給付金

27,622,399 円

(II) 放課後等デイサービス

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを実施する。

(イ) 実施日時

日曜、国民の休日と指定する休業日を除く平日 13 時 30 分～17 時 30 分、土曜日 10 時～14 時）

活動日数 268日

(ウ) 実施場所

A. こどもセンターひかりの子

B. 発達支援部 YY

(エ) 従事者の人数

A. こどもセンターひかりの子

管理者兼児童発達支援管理責任者 1 名 \* 児童発達支援管理責任者は 1 2 月末に退職のため 1 月から管理者が兼務

児童指導員 3 名 (常勤)、2 名 (非常勤) 保育士 1 名 (常勤) 2 名 (非常勤) 指導員 1 名 (常勤) B. 発達支援部 YY

管理者兼児童発達支援管理責任者 1 名、児童指導員 3 名 (常勤)、3 名 (非常勤) 保育士 2 名 (非常勤)、児童指導員 1 名 (非常勤)

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

A. こどもセンターひかりの子 通所給付費支給決定者 69 名 定員 10 名

B. 発達支援部 YY 通所給付費支給決定者 41 名 1 日定員 10 名

(カ) 収益

A. こどもセンターひかりの子 27,727,318 円

B. 発達支援部 YY 19,430,437 円

## ⑥-2 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

### A. 「ピース」

(ア) 事業内容

通所サービス等を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し (モニタリング) を行う。

(イ) 実施日時

平成 27 年 7 月から平成 28 年 3 月まで

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 261 日

営業時間：午前 9 時から午後 6 時

(ウ) 実施場所

当法人施設内

(エ) 従事者の人員

管理者 兼 相談支援専門員 1 名、

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者 54 名

(カ) 収益

1,606,626 円

### B. 「こどもセンター ひかりの子」

(ア) 事業内容

通所サービス等を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

（イ）実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 261日

営業時間：午前9時から午後6時

（ウ）実施予定場所

当法人施設内（一宮市大和町荊安賀）

（エ）従事者の人数

サービス利用計画作成費支給決定者 116名

年度内終了者数 6名

H30年3月31日 110名

（オ）従事者の人員

管理者 兼、相談支援専門員 1名、相談支援専門員 1名（非常勤）

（カ）収益

4,181,987円